

大口町告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月25日

大口町長 鈴木雅博

道路の区域変更

路線 番号	路線名	新旧	区 間	敷地幅員	延長
57	内津々線	新	外坪五丁目 209 地先から 外坪五丁目 209 地先まで	5.5～30.0m	6.0m
		旧	外坪五丁目 209 地先から 外坪三丁目 209 地先まで	5.5～6.0m	6.0m

